

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案

IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更等を踏まえた
プライスキャップ規制に係る規定の整備

概要

令和5年3月24日
総務省
総合通信基盤局
料金サービス課

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則、事前規制がかかっていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、一定の規制。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令を課すことができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務。

対象：電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
公衆電話（第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報）
災害時用公衆電話
光IP電話（加入電話を提供する者のOAB～J番号を使用する音声伝送役務で、基本料金額が一定の条件のもの）

具体的な規制内容

契約約款を作成し、
総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者（NTT東日本・西日本）が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線
・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

保障契約約款を作成し、
総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務。

例：NTT東日本・西日本の加入電話・ISDN・公衆電話

プライスキャップ規制
の対象

上限価格方式とは

- ・料金水準を規制する手法の一つ。
- ・行政が物価上昇率、生産性向上率、費用情報等に基づき上限価格をあらかじめ設定し、上限価格方式による料金規制の対象となるサービスを提供する電気通信事業者は、その**料金水準が上限価格以下であれば、自由に料金設定を可能とするもの**。
- ・上限価格方式は、電気通信事業者が料金水準を上限価格以下に維持し、コストを低減できれば、その分だけ超過利潤を得られるということから**自主的な効率化努力の誘因・動機付けを与える、いわゆる「インセンティブ規制方式」**の一つ。

導入の経緯

- ・電気通信市場への参入自由化後、地域通信分野(加入者回線設備を用いるもの)では、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移。
- ・こうした状況に鑑み、**市場メカニズムを通じた適正な料金の水準の形成が困難であることが想定されるサービス(指定電気通信役務)のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(特定電気通信役務)に対し、料金水準の上限(基準料金指数)を定めることにより、NTT東日本・西日本に経営効率化努力のインセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年(2000)10月から上限価格方式(プライスカップ制度)を導入。**(電気通信事業法第21条)

プライスカップ制度の対象サービス(特定電気通信役務)

- ・NTT東日本・西日本が提供する音声伝送サービス(加入電話、ISDN、公衆電話)(電気通信事業法施行規則第19条の3)
- ・個別のサービスごとではなく、上限価格の対象役務種別のバスケットで基準料金指数を設定(電気通信事業法施行規則第19条の4)

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN、公衆電話、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金に限る)

プライスカップ制度の対象サービスの料金設定

- ・NTT東日本・西日本の**実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば、個々の料金は届出**で設定が可能。
- ・**基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可**が必要。(電気通信事業法第21条第2項)

基準料金指数

- 能率的な経営の下における適正な原価や物価その他の経済事情を考慮して設定する料金水準。

$$\text{基準料金指数} = \text{前適用期間の基準料金指数} \times (1 + \text{CPI}^{\ast 1} - \text{X値} + \text{外生的要因}^{\ast 2})$$

※1: CPI: 消費者物価指数変動率

※2: 外生的要因: 消費税率や法人税率の変更等事業者の管理を超えたところで発生するコストの変化

- 基準料金指数は、平成12年(2000)4月の料金水準を100として毎年算定し、毎年10月から1年間適用。
適用開始日の90日前(毎年6月末)までにNTT東日本・西日本に通知(電気通信事業法施行規則第19条の5、第19条の7)。

生産性向上見込率(X値)

- 基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率(X値)は、3年ごとに生産性の伸びやコスト動向をもとに算定。(電気通信事業法施行規則第19条の5第4項)
- X値は、「上限価格方式の運用に関する研究会」において算定。現在のX値は、令和3年(2021)年10月から令和6年(2024)年9月まで適用。

(参考)

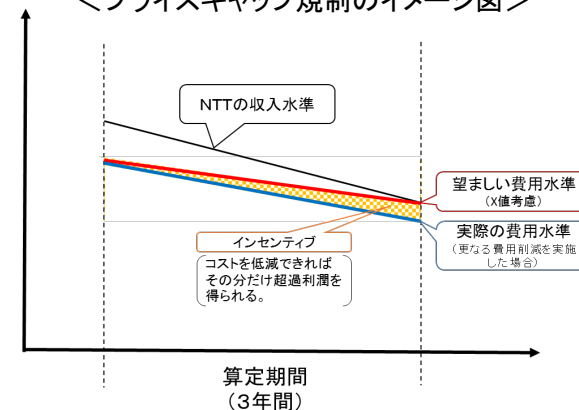
- X値は、その適用期間の最終年度に収支が相償するように算定され、具体的には次の式で表される。

$$\text{収入} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{X値})^3 = \text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額} \quad (\text{CPI})$$

- これを、左辺をX値として整理すれば次のとおりであり、消費者物価指数変動率、費用、収入等の予測値からX値を算定

$$\text{X値} = 1 + \text{消費者物価指数変動率} - \sqrt[3]{(\text{費用} + \text{適正報酬額} + \text{利益対応税額}) \div \text{収入}} \quad (\text{CPI})$$

<プライスカップ規制のイメージ図>



実際料金指数

$$\text{料金指数} = \frac{\sum P_{ti} S_i}{\sum P_{oi} S_i} \times 100$$

現在の料金額 × 前年度のトラフィック
平成12年(2000年)4月の料金額 × 前年度のトラフィック

P_{ti}: 通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P_{oi}: 法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額でP_{ti}に対応するもの

S_i: P_{ti}が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

(電気通信事業法施行規則第19条の6)

具体例

	2000年料金(P _{oi})	2022年料金(P _{ti})	2021年度通信量(S _i)
A通話料	20円	24円	100
B通信料	30円	25円	50

$$\begin{aligned} \text{料金指数} &= \text{現在料金} \times \text{現在トラフィック} \div \text{2000年料金} \times \text{現在トラフィック} \\ &= ((24 \times 100) + (25 \times 50)) \div ((20 \times 100) + (30 \times 50)) \times 100 = 104 \end{aligned}$$

1. NTT東西のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東西の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、通話料が全国一律料金に改定（料金体系の変更）される。
2. 現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位で基準料金指数を設定しているが、2つのバスケットの内容が近接してきている。

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

（県間通話・国際通話の扱い）

- ・ 県間通話については、全国一律の料金として県内通話（市内通話及び県内市外通話）と同様の条件で提供されるものであることから、県内通話と区別する必要はなく、プライスカップ規制の対象として取り扱うことが適当である。
- ・ 国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であること、コストの約7割が国際中継アクセスチャージであることから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少ないため、プライスカップ規制にはなじまず、対象外として取り扱うことが適当である。

（実際料金指数の算出方法）

- ・ 料金指数算出のためのトラヒックは、距離段階別トラヒックをプライスカップ制度のためだけに求めることは規制対応コストの観点から望ましくなく、料金指数の算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすべきである。
- ・ 基準料金は、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すべきである。
- ・ 県間通話を令和6年1月からプライスカップ制度の対象とする場合、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時（令和6年1月）時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数（平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金）で割り戻し、県間通話に係る基準料金として設定することが適当である。
- ・ なお、NTT東日本・西日本のメタルIP電話は全国一律料金で提供されるため、令和6年1月以降の実際料金指数は同一の算出単位とすべきである。

2. 対象サービスの検討

- ・ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを撤廃することが適当である。

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応【令和6年1月1日施行】

①マイグレーション後に新たに提供するサービスの扱い

- ✓ 「特定電気通信役務の範囲」として、「指定電気通信役務」の「音声伝送役務」から国際通話を対象外とする。【施行規則第19条の3】

②実際料金指数の算出方法

- ✓ 実際料金指数算出のための基準料金を、現在の平成12年4月時点から料金体系が変更される令和6年1月時点の料金に変更する。【新規告示】< 諮問対象外 >
- ✓ 変更した基準料金については、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で調整を行う。【新規告示】< 諮問対象外 >
- ✓ 令和6年1月から提供が開始され、プライスカップ制度の対象となる県間通話については、制度開始時からの料金指数に影響を与えないようにするため、令和6年1月時点の料金を、既存対象サービスの平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金基準で調整を行う。【新規告示】< 諮問対象外 >

2. 対象サービスの検討【令和5年10月1日施行】

①加入者回線サブバスケットの廃止

- ✓ 「特定電気通信役務の種別」として設定している加入者回線サブバスケットを撤廃する。【施行規則第19条の4】

1. ①新たに提供するサービスの扱い

- 令和6年1月以降、NTT東西において距離別料金体系が撤廃され、県間通話を含む全国を対象に一律料金として提供される予定。
- また、固定電話からの国際通話も新たに提供開始される予定。

基本料（月額・税込）		現状		I P 網への移行後	
		事務用	住宅用	事務用	住宅用
加入電話 （注）	3級取扱所	2,750円	1,870円	現状と同額	
	2級取扱所	2,585円	1,705円		
	1級取扱所	2,530円	1,595円		

（注）施設設置負担金の支払いを要するプランのダイヤル回線用の場合

通話料（税込）		現状		I P 網への移行後	
		現状	移行後	現状	移行後
固定電話発	固定電話着	昼間・夜間：9.35円/3分～11円/45秒 深夜・早朝：9.35円/4分～11円/90秒 ＜距離段階・時間帯別・ 県間通話未提供 ＞	9.35円/3分 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞	現状と同額	現状と同額
	携帯電話着	17.6円/分	現状と同額	現状と同額	現状と同額
	050IP電話着	11.55～11.88円/3分 ＜ 事業者別 ＞	11.55円/3分	現状と同額	現状と同額
公衆電話発	固定電話着	昼間・夜間：56秒/10円～8秒/10円 深夜・早朝：76秒/10円～13.5秒/10円 ＜距離段階・時間帯別＞	56秒/10円 ＜ 全国一律・全時間帯 ＞	現状と同額	現状と同額
	携帯電話着	15.5秒/10円	現状と同額	現状と同額	現状と同額
	050IP電話着	17.0～18.0秒/10円	18.0秒/10円	現状と同額	現状と同額
固定発国際通話		提供なし	9円～/1分 ＜ 国・地域別料金 ＞	提供なし	提供なし

- ✓ **県間通話**については、県内通話と同様の条件で提供されるものであることから**県内通話と区別する必要はなく**、プライスカップ規制の対象として取り扱うが、「**加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務**」に含まれるため改正措置は不要。
- ✓ **国際通話**については、対地国によりその料金幅等が多様であることなどから、NTT東日本・西日本による**料金設定の裁量の範囲が少なく**、プライスカップ規制の対象外とすることが**適当であるため**、「**電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務**」から**国際通話を除く**改正を行う。

改正案

◆電気通信事業法施行規則(以下「施行規則」という)

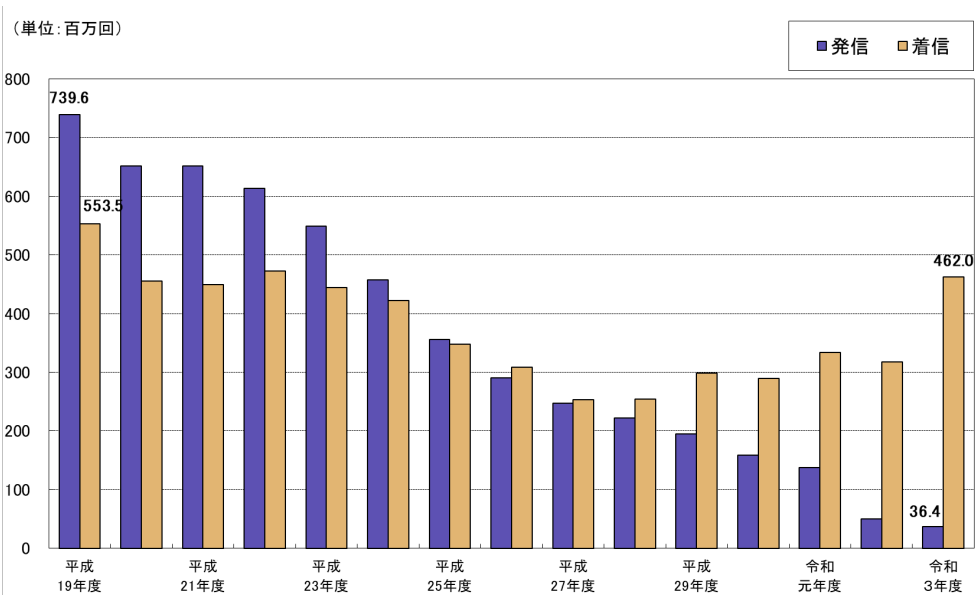
改正後	改正前※
<p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、<u>加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く）とする。</u></p>	<p>第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、<u>次に掲げるもの以外のものとする。</u></p> <p>一 <u>加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスを除く音声伝送役務</u></p> <p>二 <u>データ伝送役務</u></p> <p>三 <u>専用役務</u></p> <p>※ 当該規定は、諮問第3162号(令和5年3月3日)にて、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問中の改正事項を反映したものの。</p>

【特定電気通信役務の範囲】

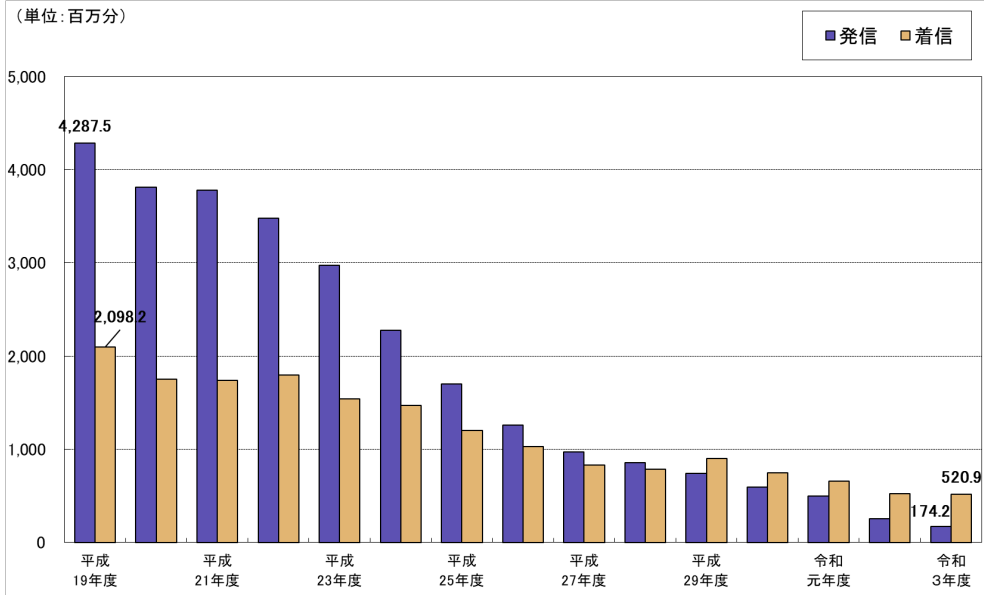
指定電気通信役務

音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス) <u>国際電話及び国際総合デジタル通信サービス</u>	音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービスを除く) <現1号>
データ伝送役務<現2号>	
専用役務<現3号>	

【国際電話の発着信別通信回数の推移】

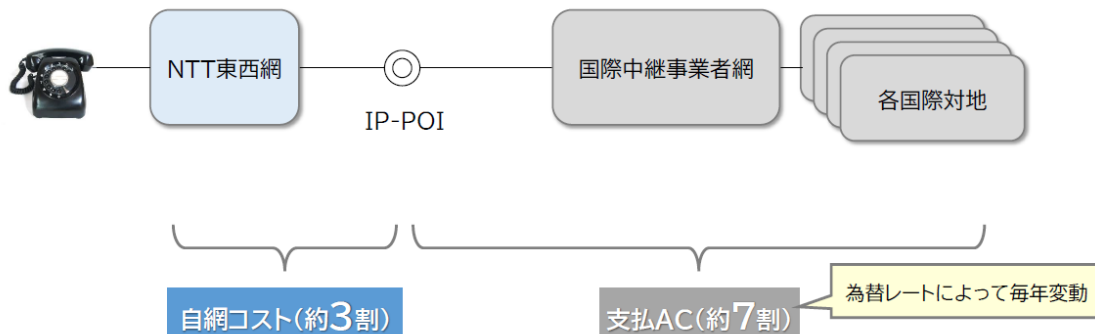


【国際電話の発着信別通信時間の推移】



(出典)総務省:通信量からみた我が国の音声通信利用状況

【国際通話コストの構成】

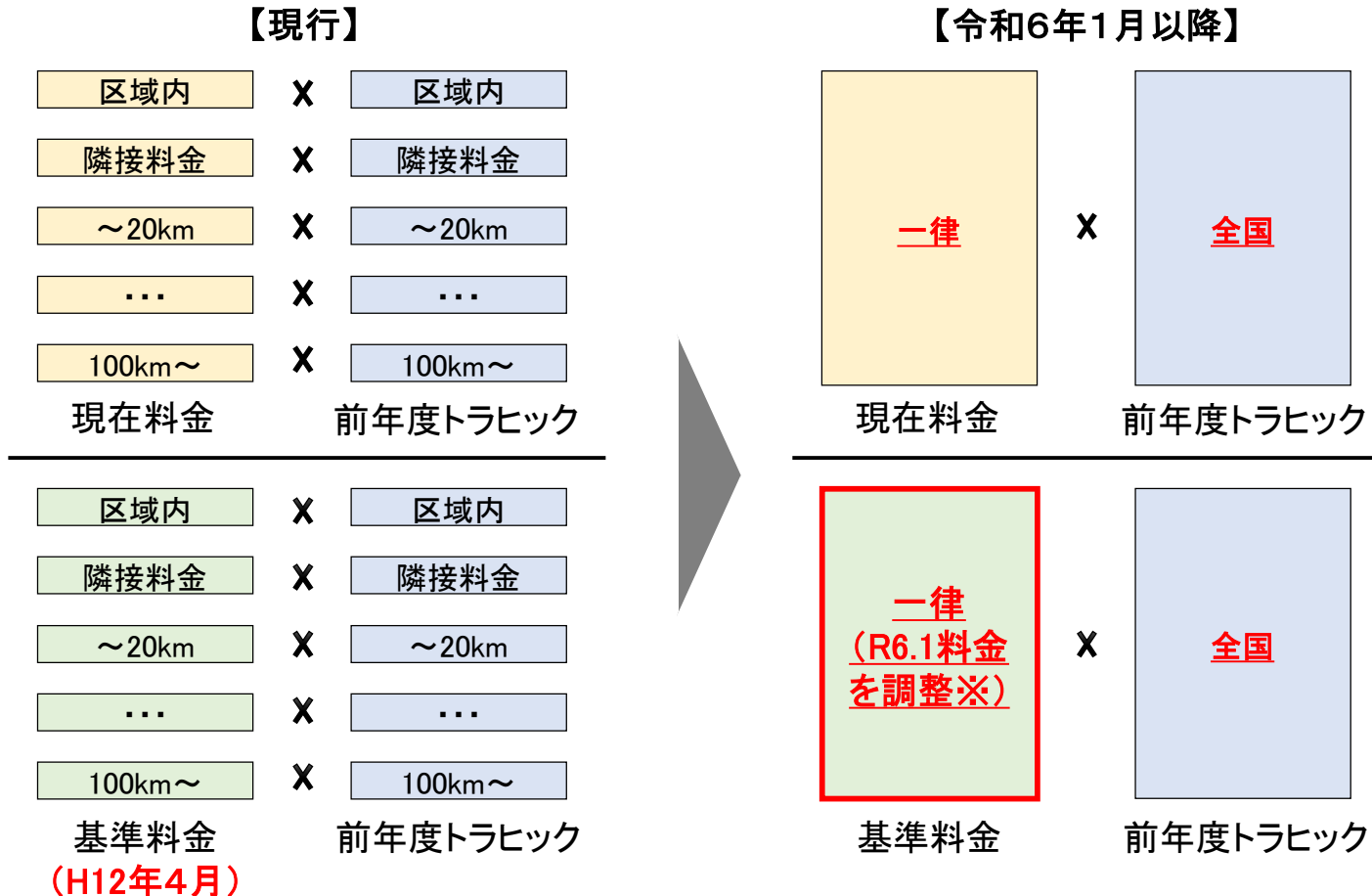


(出典)上限価格方式の運用に関する研究会(第1回)
NTT東日本・西日本提出資料

1. ② 実際料金指数の算出方法

- 現行の実際料金指数は、距離別料金を前提として算出されていることから、令和6年1月のNTT東西の料金体系変更に伴い、**全国一律料金を前提とした算出方法に変更**する。
- **プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため**、実際料金指数を算出するための**基準料金を**、平成12年4月時点料金から、平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した**令和6年1月時点の料金指数で調整した令和6年1月時点料金に変更**する。

$$\text{料金指数} = \frac{\sum \text{料金区分毎の現在料金 (Pti)} \times \text{料金区分毎の前年度のトラヒック (Si)}}{\sum \text{料金区分毎の基準料金額 (Poi)} \times \text{料金区分毎の前年度トラヒック (Si)}} \times 100$$



※平成12年4月時点の料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数により調整。

◆ 施行規則

（料金指数の算出方法）

第十九条の六 法第二十一条第一項の料金指数は、特定電気通信役務の種別ごとに、次の式により算出するものとする。

$$\text{料金指数} = (\sum P t i S i / \sum P o i S i) \times 100$$

P t i は、通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額

P o i は、法第三十三条第一項の規定により新たに指定された電気通信設備を用いて提供される特定電気通信役務に適用される最初の基準料金指数の適用の日の六月前における料金額で P t i に対応するもの

S i は、P t i が適用される電気通信役務の基準年度における供給量

- 2 前項に定めるもののほか、総務大臣は、**料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定めるものとする。**

プライスカップ制度開始以降の料金指数と変更後の料金体系に基づく料金指数の連続性を保つための、料金体系変更後の基準料金 (Poi) について告示で規定

- ① 令和6年1月に料金体系が変更される役務(市内・市外通話料等)：**変更後料金を、対象役務の「平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数」(修正指数)で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。**
- ② 令和6年1月から新たに提供される役務(県間通話料)：**新料金を、類似する役務の修正指数で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。**
- ※料金体系に変更のない役務(基本料等)：基準料金の変更は行わず、平成12年4月時点の料金を引き続き使用する。

【基準料金の修正イメージ】

$$\boxed{\text{令和6年1月時点料金}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{令和6年1月に料金変更される役務の} \\ \text{平成12年4月料金基準の} \\ \text{令和6年1月時点の料金指数} \\ \text{【修正指数】} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{令和6年1月以降の} \\ \text{基準料金(Poi)} \end{array}}$$

- ① 固定電話
市内・市外通話料
- ② 固定電話
県間通話料

8.5円/3分
(税抜)

- ① 市内・市外通話料の料金指数
(東日本XX、西日本YY)
- ② 類似する役務の料金指数
(県間通話の場合、市内・市外通話)
(東日本XX、西日本YY)

東日本：8.5円 ÷ XX / 3分
西日本：8.5円 ÷ YY / 3分

告示案

◆新規告示（料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を別に定める件（総務省告示〇〇号））

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十九条の六第二項の規定に基づき、料金指数の連続性を保つために必要な料金指数の修正の方法を次のように定め、令和六年一月一日から施行する。

電気通信事業法施行規則第十九条の六第一項の規定により、料金指数（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十一条第一項に規定するものをいう。）を算出する際に用いる P_{oi} は、次の各号に掲げる特定電気通信役務にあっては、当該各号に定める方法により修正したものとする。

- 一 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に提供されている特定電気通信役務であって、施行日に料金額を変更するもの 当該変更後の料金区分ごとに、施行日時点の料金を、次の式により算出する指数（以下「修正指数」という。）で除する方法【対象：県内通話に係る加入電話、公衆電話、ISDN】

$$\text{修正指数} = \frac{\sum P_{ti'} S_{i'}}{\sum P_{oi'} S_{i'}}$$

$P_{ti'}$ は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する施行日時点の料金額【令和6年1月1日に全国一律化した料金を変更前の距離別区分に対応させるもの】

$P_{oi'}$ は、変更後の料金区分に含まれる平成十二年四月一日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分ごとの料金額【平成12年4月時点の料金】

$S_{i'}$ は、変更後の料金区分に含まれる施行日の前日時点の通信の距離及び速度その他の料金区分に対応する電気通信役務の令和四年度における供給量【距離別料金に係る区分を踏まえた供給量（トラヒック等）】

- 二 施行日から新たに提供される特定電気通信役務 施行日時点の料金を、類似する特定電気通信役務の修正指数で除する方法【対象：県間通話に係る加入電話、公衆電話、ISDN】

2. ①加入者回線サブバスケットの扱い

- 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用しているなかで、サブバスケットを維持する必要性が低下している。

【音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

【音声伝送バスケットに加入者回線サブバスケットが占める割合】

		平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
収入	NTT東日本	74.6%	80.8%	84.4%	86.7%	88.9%	90.3%
	NTT西日本	73.9%	81.2%	85.5%	87.3%	89.2%	90.5%
費用	NTT東日本	74.8%	87.3%	88.9%	90.1%	90.5%	91.0%
	NTT西日本	75.2%	87.5%	90.1%	90.5%	91.1%	91.2%

【加入者回線サブバスケットのX値】

	X値	理由
平成18年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成21年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成24年	CPI連動	具体的なX値の算定が困難
平成27年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
平成30年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準
令和3年	音声伝送バスケット準用	音声伝送バスケットに占める割合が高く、同一視できる水準

✓ 特定電気通信役務の対象として設定している加入者回線サブバスケットを、次期基準料金指数適用期(令和5年10月1日)より撤廃する。

改正案

◆施行規則

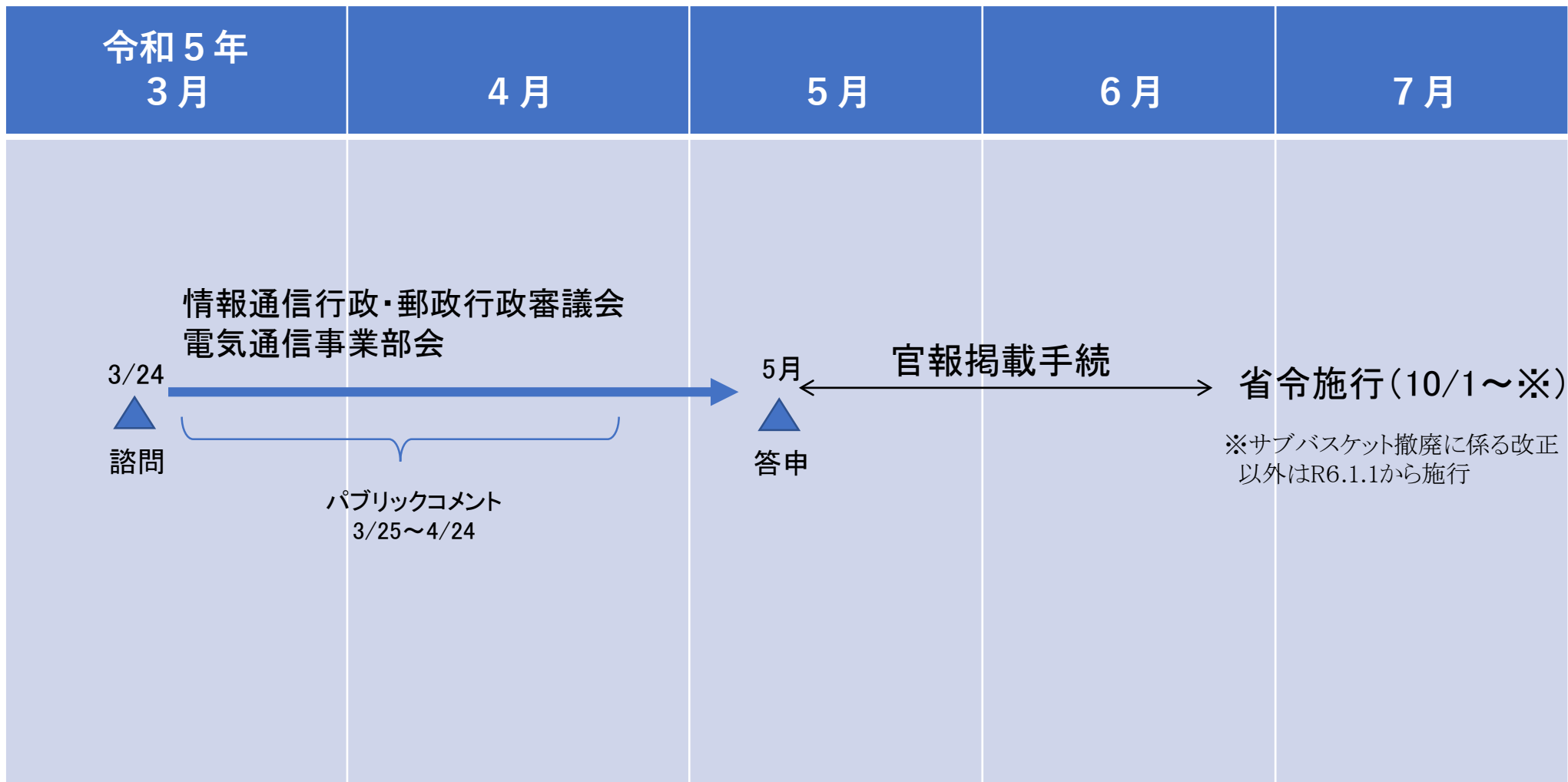
改正後	改正前
<p>(特定電気通信役務の種別)</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。</p>	<p>(特定電気通信役務の種別)</p> <p>第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、次のとおりとする。</p> <p>一 音声伝送役務</p> <p>二 音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供されるもの</p>

※「第一種指定端末系伝送路設備」の定義については、施行規則第23条の2第4項第3号に追加。

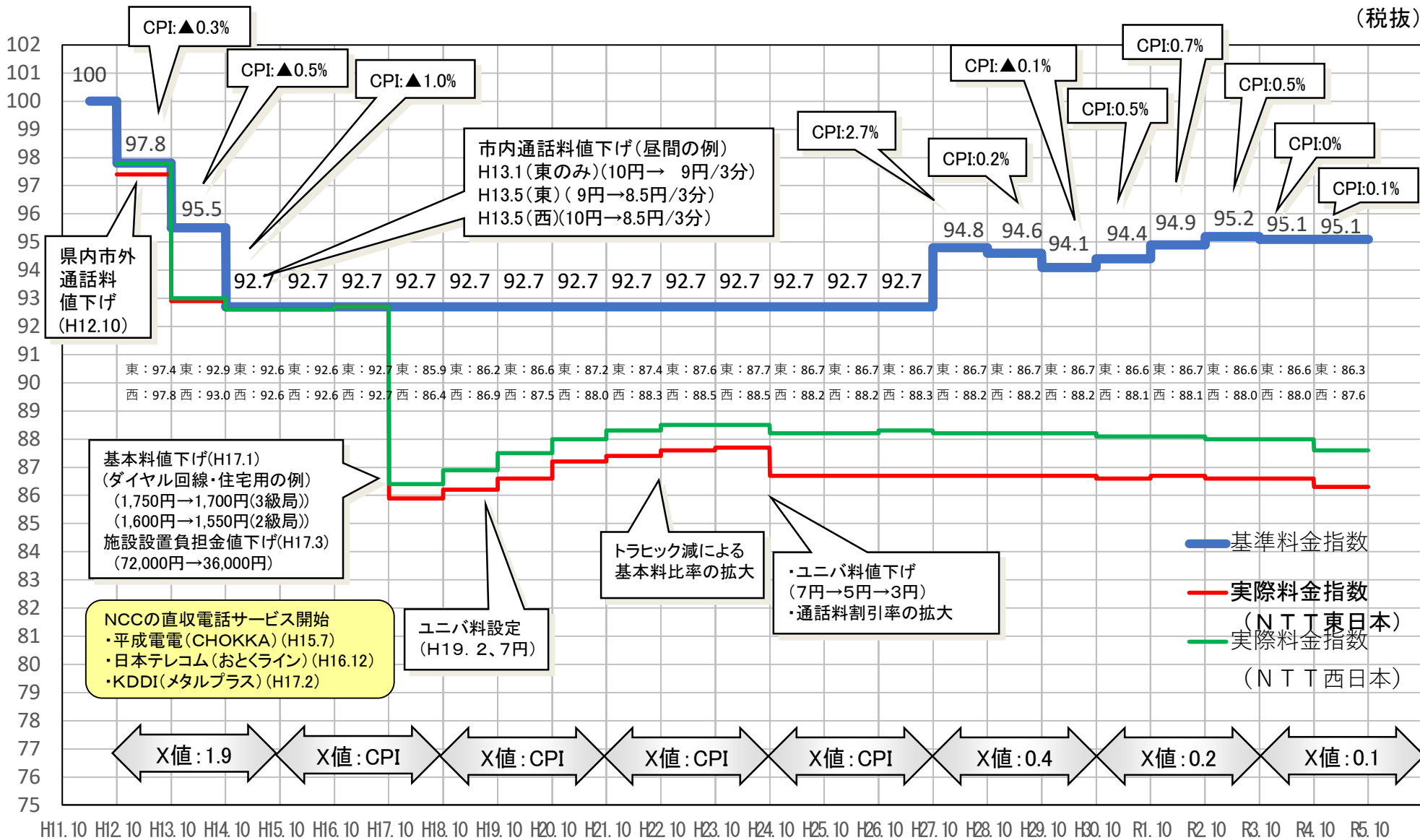
【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

音声伝送役務であつて第一種指定端末系伝送路設備(第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。)のみを用いて提供されるもの(現2号)

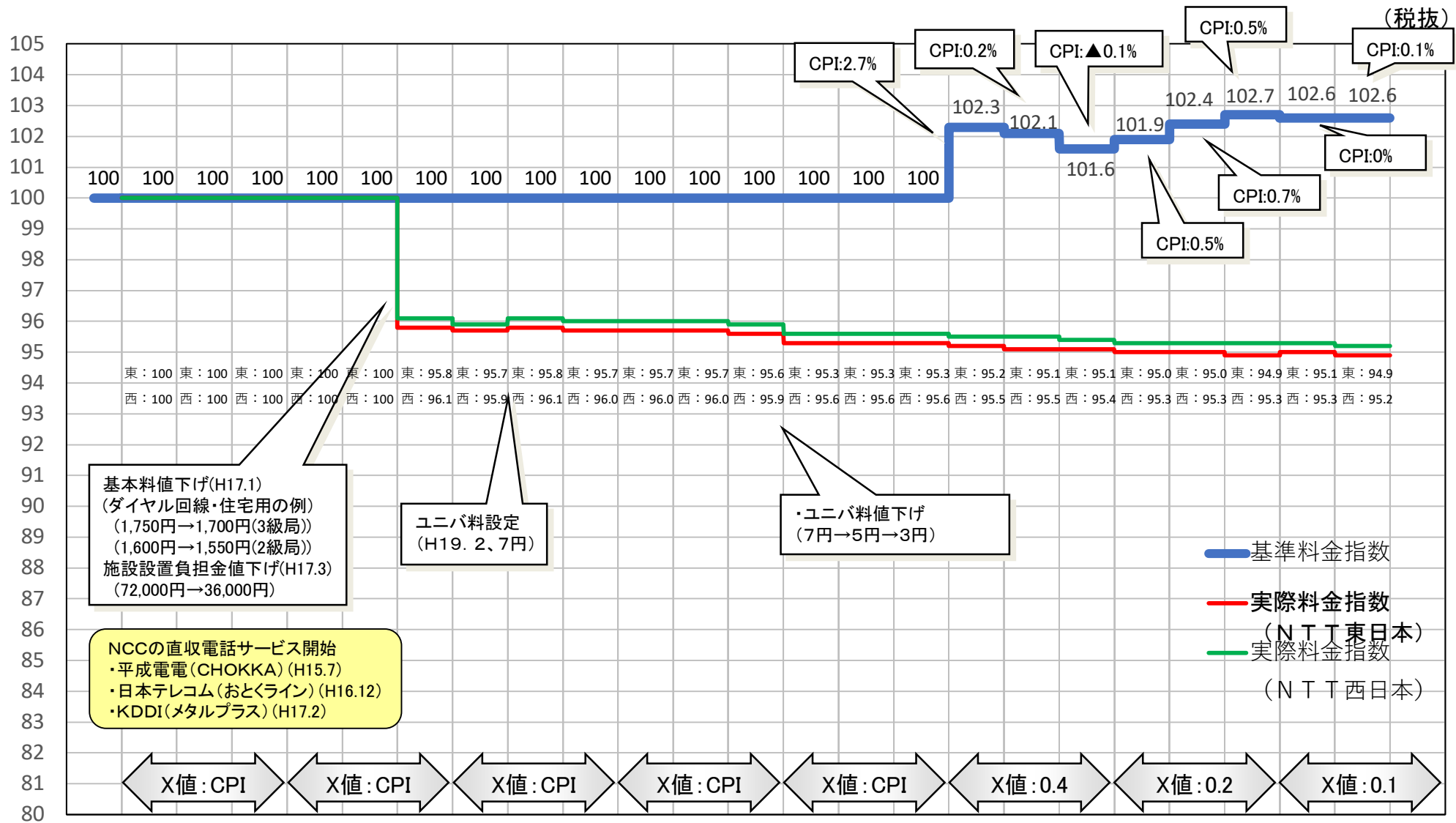


基準料金指数と実際料金指数の推移①（音声伝送バスケット）



※ X値・・・生産性向上見込率
 ※ CPI・・・消費者物価指数変動率
 ※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

基準料金指数と実際料金指数の推移② (加入者回線サブバスケット)



- ※ X値・・・生産性向上見込率
- ※ CPI・・・消費者物価指数変動率
- ※ 加入者回線サブバスケットは、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料に限る)を対象とする。

全ての電気通信役務

競争事業者の

- 電話（通話）
 - F T T H
 - A D S L
 - I S D N
 - 専用サービス
 - I P 電話（O A B ~ J - I P 電話※1 及び O 5 0 - I P 電話）
- ※1 基礎的電気通信役務に該当するO A B ~ J - I P 電話を除く

携帯電話、P H S、インターネット接続サービス 等

指定電気通信役務

（保障契約約款届出対象役務）

（ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- F T T H <フレッツ光、フレッツ光ネクスト>
- 専用サービス <一般専用サービス 等>
- O A B ~ J - I P 電話 <ひかり電話>※2
- その他 <フレッツ I S D N 等>

※2 ひかり電話のうち、加入電話に相当するものは、基礎的電気通信役務にも該当

N T T 東日本・西日本の

- その他 <フレッツ A D S L 等>

基礎的電気通信役務（契約約款届出対象役務）

（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務）

競争事業者の

- 電話
（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 加入電話に相当する O A B ~ J - I P 電話
（加入電話を提供する者の O A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の加入電話に相当する O A B ~ J - I P 電話（基本料）

（加入電話を提供する者の O A B ~ J 番号を使用する音声伝送役務で、基本料金の額が一定の条件のもの）

N T T 東日本・西日本の

- 加入電話（加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報）
- 第一種公衆電話※3（市内通話、離島特例通話、緊急通報）

※3 戸外における最低限の通信手段として設置（市街地においては1 km 四方に1台、それ以外の地域においては2 km 四方に1台設置。）されている公衆電話

特定電気通信役務

（プライスカップ規制対象役務）

（指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務）

N T T 東日本・西日本の

- 加入電話（市内通話、県内市外通話等）
- I S D N（加入者回線アクセス、市内通話、県内市外通話）
- 公衆電話（基礎的電気通信役務以外）